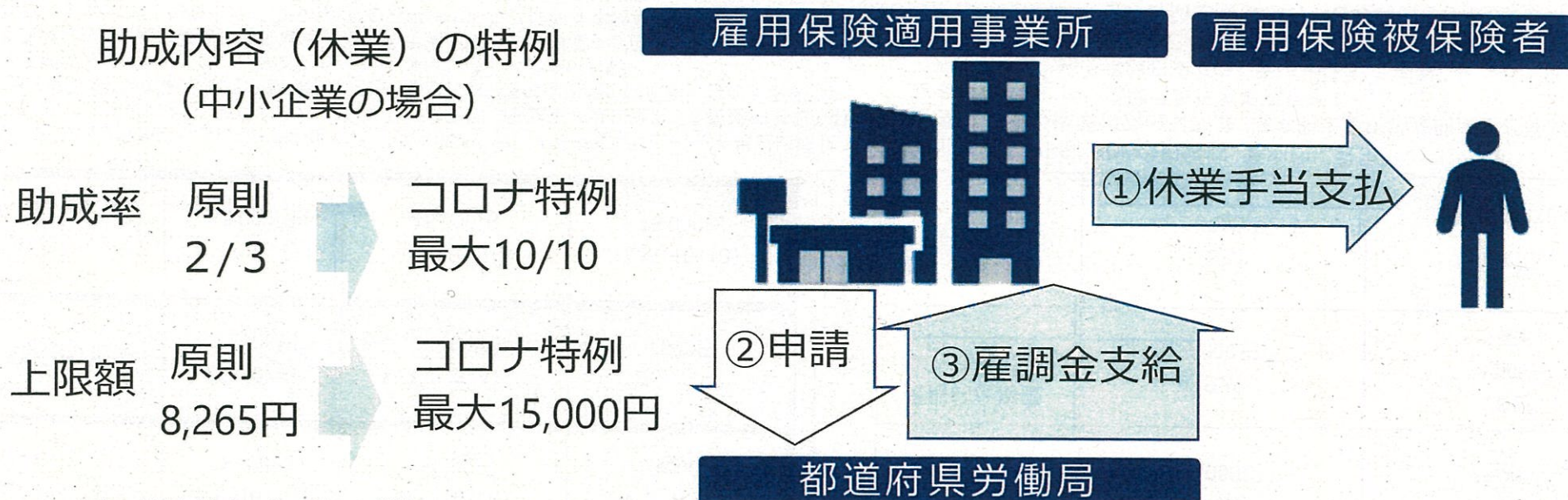


「タクシー政策議員連盟総会」

- 厚生労働省説明資料
雇用調整助成金の現状と今後について

雇用調整助成金の概要

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度。（財源は雇用保険二事業）



※ 現行の特例は令和4年3月まで継続。
4月以降の在り方は2月中に公表予定。

【支給対象事業主】雇用保険適用事業所（労働者を雇用する事業は業種等を問わず適用）

【支給対象労働者】雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】当該事業主の生産指標の最近1か月間の値が前年又は前々年同期比あるいは直近12か月の任意の月との比較で5%以上低下。（コロナ特例による要件緩和中。）

【支給実績】令和2年1月のコロナ特例開始以降、累計4兆9,439億円（令和4年2月11日現在）

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

雇用調整助成金の支給状況について

◆ 令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：5兆5,931億円（うち雇用調整助成金：5兆713億円、緊急雇用安定助成金：5,218億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～9/17	-	4,680,012(1,093,925)	-	4,559,622(1,056,625)	-	44,654(3,262)
9/18～9/24	41,819(9,722)	4,721,831(1,103,647)	42,003(9,990)	4,601,625(1,066,615)	326(29)	44,981(3,291)
9/25～10/1	82,331(19,774)	4,804,162(1,123,421)	73,263(17,430)	4,674,888(1,084,045)	529(49)	45,509(3,340)
10/2～10/8	75,332(18,208)	4,879,494(1,141,629)	75,732(18,016)	4,750,620(1,102,061)	492(49)	46,002(3,389)
10/9～10/15	65,250(15,793)	4,944,744(1,157,422)	75,798(18,068)	4,826,418(1,120,129)	538(52)	46,540(3,442)
10/16～10/22	61,347(14,466)	5,006,091(1,171,888)	75,200(17,861)	4,901,618(1,137,990)	551(50)	47,091(3,491)
10/23～10/29	67,550(16,176)	5,073,641(1,188,064)	69,202(16,434)	4,970,820(1,154,424)	455(47)	47,546(3,538)
10/30～11/5	60,032(14,803)	5,133,673(1,202,867)	57,753(13,312)	5,028,573(1,167,736)	449(44)	47,995(3,583)
11/6～11/12	61,527(14,791)	5,195,200(1,217,658)	71,684(17,262)	5,100,257(1,184,998)	519(50)	48,514(3,633)
11/13～11/19	56,295(12,402)	5,251,495(1,230,060)	67,496(15,910)	5,167,753(1,200,908)	536(47)	49,050(3,679)
11/20～11/26	48,677(11,368)	5,300,172(1,241,428)	52,246(12,680)	5,219,999(1,213,588)	364(37)	49,414(3,716)
11/27～12/3	74,678(17,543)	5,374,850(1,258,971)	66,085(16,330)	5,286,084(1,229,918)	521(48)	49,935(3,764)
12/4～12/10	55,238(12,144)	5,430,088(1,271,115)	67,208(16,087)	5,353,292(1,246,005)	528(45)	50,462(3,809)
12/11～12/17	49,724(11,019)	5,479,812(1,282,134)	62,999(15,447)	5,416,291(1,261,452)	414(40)	50,877(3,849)
12/18～12/24	52,775(11,526)	5,532,587(1,293,660)	59,347(14,308)	5,475,638(1,275,760)	460(34)	51,337(3,882)
12/25～12/31	27,224(5,813)	5,559,811(1,299,473)	22,769(5,386)	5,498,407(1,281,146)	200(12)	51,538(3,894)
1/1～1/7	48,617(10,846)	5,608,428(1,310,319)	43,753(10,078)	5,542,160(1,291,224)	337(24)	51,875(3,918)
1/8～1/14	45,267(9,820)	5,653,695(1,320,139)	46,370(10,231)	5,588,530(1,301,455)	323(22)	52,198(3,940)
1/15～1/21	50,015(10,629)	5,703,710(1,330,768)	56,781(12,288)	5,645,311(1,313,743)	366(28)	52,564(3,968)
1/22～1/28	52,760(11,276)	5,756,470(1,342,044)	55,162(11,841)	5,700,473(1,325,584)	334(25)	52,898(3,992)
1/29～2/4	56,264(12,993)	5,812,734(1,355,037)	52,940(11,287)	5,753,413(1,336,871)	323(21)	53,221(4,014)
2/5～2/11	37,148	5,849,882	39,682	5,793,095	249	53,470
うち雇用調整助成金	28,943	4,486,640	30,958	4,447,500	232	49,439
うち緊急雇用安定助成金	8,205	1,363,242	8,724	1,345,595	17	4,031

注1) 全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）
 注2) 財源確保に当たっては雇用勘定内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。